項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十二項の次に次の三項を加える。

43　法附則第十五条第十八項第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一　エタノール製造設備（エタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉砕器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二　脂肪酸メチルエステル製造設備（脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したもの

44　法附則第十五条第十八項第三号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素及びメタンとする。

45　法附則第十五条第十八項第三号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一　利用促進法施行令第二条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二　利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

附則第七条中第十九項を第二十項とし、第十三項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　法附則第十五条の七第四項に規定する通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第九条に規定する通知書の写しとする。

附則第八条の二の二中「又は第四項」を削り、「同条第三項」を「同項」に改める。

附則第十二条の三第三項の表以外の部分中「次の表の上欄」を「法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設については、次の表第一号から第十四号まで」に、「とする」を「とし、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設については、同表第十五号に掲げる業種の区分に応じ、同号下欄に掲げる施設とする」に改め、同項の表第十一号中「キャンディー製造業」を「キャンディー製造業」に、「キャンディー又は」を「キャンディー又は」に改め、同表に次のように加える。

十五　小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業	小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品（特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する代替原材料を含む。）を原材料として使用して生産される農産加工品の生産の用に供する設備を有する施設

附則第十二条の三第四項中「子ども・子育て支援法」の下に「（平成二十四年法律第六十五号）」を加える。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第七項各号」を「第十一条の三第十項各号」に改める。

附則第二十条第五項中「特定株式の譲渡による」を「特定株式の譲渡（同条第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する譲渡をいう。）による」に改める。

附則第二十二条の二第二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項第二号中「第四条の二第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改め、同条第五項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第六項第二号中「第四条の二第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

第一号の三様式備考２中「においては」を「には」に改め、「であること」の次に「、法附則第５条の８の規定による個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除が行われた場合には、同条の規定により控除した額及び控除しきれなかった額」を加える。

第十七号様式別表記載要領10㈣中「第41条第14項」を「第41条第16項」に改め、同表記載要領10㈢中「第13項若しくは第16項」を「第15項若しくは第18項」に、「同条第13項」を「同条第15項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改め、同表記載要領14中「第41条の３の４第１項」を「第41条の３の12第１項」に、「第41条の３の３第１項」を「第41条の３の11第１項」に改める。

第二十五号様式記載要領８中「土地の所在」を「家屋の所在」に、「地　番」を「家屋番号」に改める。

第三十二号様式記載要領４(1)中「専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場、病院、工場、倉庫、附属家、簡易附属家、土蔵」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、工場、倉庫、ホテル、旅館、劇場、工場、倉庫」に改め、同記載要領４⑵中「事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物、工場、倉庫、市場」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、工場、倉庫」に改める。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（法第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数の按分の方法）」に改め、同条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第一号イ」に、「した額」を「した重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機（各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。以下この条において同じ。）に係る延べ重量」に、「着陸料の収入額を」を「延べ重量を」に、「の額」を「の重量」に改め、同条第二項中「した額」を「した重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機に係る延べ重量」に、「の額」を「の重量」に、「、前項」を「、同項」に、「当該収入額」を「当該延べ重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「について前項」を「について同項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第二条第一項第一号ロに規定する総務省令で定めるところにより按分した数（次項において「按分旅客数」という。）は、当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（第三条第二項に規定する旅客数をいう。次項において同じ。）の三分の二の数を当該市町村の空港の面積で、他の三分の一の数を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した数とする。